

前回までの委員会における主なご指摘事項等について

	主なご指摘事項等	対応
第 3 条 (輸出入)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧米からの水銀化合物の輸出量について情報を整理していただきたい。とくに米国については、金属水銀が輸出規制されたとしても、水銀化合物の形で水銀が外に出ていっている可能性もある(貴田委員(第1回)) ・欧米の輸出規制詳細とその評価、及び化合物としての水銀輸出入の現状。それも踏まえた条約以上の措置の必要性(高村委員(第1回)) ・日本から輸出される水銀の輸出先における用途(高村委員(第1回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料(p.25)「2.2.1 水銀等の輸出に関する欧米諸国の状況」にて調査結果を整理 ・資料5(p.4)「2-2 水銀等の輸出入」にて論点を整理 ・参考資料(p.33)「2.2.2 日本からの水銀等の輸出状況」にて調査結果を整理
第 4 条 (水銀添加製品)	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀添加製品の詳細資料(崎田委員、永田委員(ともに第1回)) ・製品の組み込み製造、輸出入規制に関する担保措置の検討。水銀含有表示の検討(高村委員(第1回)) ・業界の自主努力により、2020年までに条約の規制内容は達成される見込みか。それとも、今後、新しい国内規制措置を実施する必要があるか(崎田委員(第1回)) ・水銀添加製品の製造状況等の監視は、条約第17条(情報の交換)に鑑みても新しい論点となりうるか。(鈴木委員(第1回)) ・水銀添加製品の回収についてはどのような対策を行っていくのか。どういった製品がどの程度埋め立てられているのか、という情報も把握しておくことが望ましい(崎田委員(第1回)) ・使用済みの水銀添加製品がどのように回収されているかの全体像や、回収における課題といった、水銀添加製品の回収に係る全体像を整理していただきたい(丸山委員(第2回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表的な個別水銀添加製品については、第2回合同会合の事業者ヒアリングにて説明 ・参考資料(p.50)「3. 水銀添加製品<条約第4条関連>」にて調査結果を整理 ・資料5(p.9)「3. 水銀添加製品<条約第4条関連>」にて論点を整理 ・代表的な個別水銀添加製品については、第2回合同会合の事業者ヒアリングにて説明 ・参考資料(p.50)「3. 水銀添加製品<条約第4条関連>」にて調査結果を整理 ・資料5(p.9)「3. 水銀添加製品<条約第4条関連>」にて論点を整理 ・資料5(p.9)「3. 水銀添加製品<条約第4条関連>」にて論点を整理 以下により調査結果を整理 ・参考資料(p.61)「3.5 我が国における水銀添加製品の回収の現状及び課題」 ・参考資料(p.105)「我が国の水銀に関するマテリアルフロー(案)」

<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の安価な水銀添加製品（水銀温度計等の水銀含有率の高いもの）の輸出品が国内に流入する場合、産業用と違ってコントロールしにくいのではないか。国内メーカーが水銀削減に関する自主努力を行っている業界については、安価な輸出品が流入して、業界の努力が報われないことになると良くない（永田委員（第2回）） ・日本照明工業会から「lamps for general lighting purpose」という定義の明確化についてご意見をいただいたが、EUのRoHS指令（RoHS2）でも、適用除外を定める附属書IIIなどに「lamps for general lighting purpose」という分類が用いられている。このEUのRoHS指令の「lamps for general lighting purpose」はどのように理解、解釈されているかについて調べていただけないか（高村委員（第2回）） ・ヒアリングの際に、電池工業会からは「中国では組み込み製品の輸出規制を行っている」といった情報があった。輸入時の組み込み製品の規制の実態に関して、諸外国（EU（RoHS）、中国など）の事例についてご教示いただきたい。また、日本で他の分野でまたは他の理由から組み込み製品の輸出入規制を実施している例があるか、あればどのような事例かをご教示いただきたい（高村委員（第2回）） ・ヒアリングの際に、製品の表示については、各業界がそれぞれ自主的に対応されていたが、製品の表示は、輸出入規制対応だけでなく、最終的に水銀廃棄物の適正管理のために重要な事項。日本における水銀使用等水銀に関わる製品表示の現状についてご教示いただきたい。特に製造、輸出入が規制される附属書Aの製品についてお願いしたい。それに関連して、諸外国の事例についてもご教示をいただきたい（高村委員（第2回）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5（p.9）「3. 水銀添加製品＜条約第4条関連＞」にて論点を整理 ・参考資料（p.59）「3.4 水銀添加製品の水銀フリー製品への代替状況・今後の見通し」にて調査結果を整理 ・蛍光灯の環境設計に関するEC規則245/2009¹では、products used for general lighting purposesを、「通常の人間の視覚のために自然光を置き換えた人工光の提供に資するものであり、特別目的ランプ（コンピュータのスクリーン、コピー機、日焼けマシン、テラリウム用照明、その他類似の用途を除く）²」と説明している ・参考資料（p.78）「3.7 水銀添加製品の組み込みに関する規制の状況」にて調査結果を整理 ・参考資料（p.74）「3.6 水銀添加製品の表示」にて調査結果を整理
--	---

¹ COMMISSION REGULATION (EC) No 245/2009 of 18 March 2009 implementing Directive 2005/32/EC of the European Parliament and of the Council with regard to ecodesign requirements for fluorescent lamps without integrated ballast, for high intensity discharge lamps, and for ballasts and luminaires able to operate such lamps, and repealing Directive 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:076:0017:0044:EN:PDF>

² (5) Products subject to this Regulation are meant to be used essentially for general lighting purposes, meaning that they contribute to the provision of artificial light replacing natural light for the purposes of normal human vision. Special purpose lamps (such as lamps used in computer screens, photocopiers, tanning appliances, terrarium lighting and other similar applications) should not be subject to this Regulation.

<p>第 10 条 (暫定保管)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀廃棄物と暫定保管の対象となる廃棄物でない水銀の考え方の整理(吉田委員、築地原委員、高岡委員(ともに第 1 回)) ・国内の暫定的保管に関する技術の現状や、米国、ドイツ等の他国の技術状況(有田委員(第 1 回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 5 (p.15) 「6 . 水銀の環境上適正な暫定的保管< 条約第 10 条関連 > 」にて論点を整理 ・参考資料(p.98) 「水銀の運搬及び保管に関する国内外の規定」にて調査結果を整理 ・参考資料(p.103) 「水銀化合物の運搬及び保管に関する国内外の規定」にて調査結果を整理
<p>第 11 条 (水銀廃棄物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀含有廃製品の回収率、埋立て処分量等の情報(有田委員、崎田委員(ともに第 1 回)) ・市中退職品の回収対策(高村委員、崎田委員(ともに第 1 回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料(p.61) 「3.5 我が国における水銀添加製品の回収の現状及び課題」にて調査結果を整理
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の内容はこれまでの国際議論の中で最小限の合意がとれた内容であるという点に留意し、条約の規定を超えた規制・対策を国内で実施していくべきか(高村委員(第 1 回)) ・条約の目的が世界的な環境汚染等の防止であることと国内担保措置の目的の関係は整理が必要。日本として水銀リスクに対して何をするのかを明確にしておくべき。我が国の水銀対策技術を踏まえれば厳しい規制とし、世界の手本となるような取組を期待(鈴木委員(第 1 回)) ・14 条(能力形成、技術援助及び技術移転)、17 条(情報の交換)、18 条(公衆のための情報、啓発及び教育) は国際貢献の小委における具体的検討(高岡委員(第 1 回)) ・水銀の人体曝露に寄与する媒体中の水銀濃度について、情報を整理しておく必要がある(東海委員(第 1 回)) ・大気、水、土壌、水銀添加製品といった多方面に対する水銀対策が、地球規模への水銀循環へのインプットにどれだけ寄与するか、ということが一元化された資料を作っていただきたい(蒲生委員(第 1 回)) ・トータルに及ぼす影響を少なくしつつ水銀の人為的排出を削減するという観点を持って議論を進めていただきたい(築地原委員(第 1 回)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 5 (p.2) 「1 . 基本的な考え方」にて論点を整理 ・資料 5 (p.2) 「1 . 基本的な考え方」にて論点を整理 ・資料 5 (p.19) 「8 . 実施計画その他< 条約第 20 条関連 > 」にて論点を整理 ・参考資料(p.7) 「1.3 水銀の人体曝露に寄与する媒体中の水銀濃度」にて調査結果を整理 ・参考資料(p.16) 「1.4.1 世界水銀アセスメント 2013 の概要」にて一部は回答 ・「多方面の対策の横並び」や「中長期の社会・経済的影響」については、現時点でこれを正面から議論できるようなデータを収集することは困難。各国の条約担保措置も踏まえて検討されるべき事項か。例えば、ASGM で水銀が全く使用されなくなれば、年間 727 トン(大気への排出量の 37.1%) が、塩素アルカリ工業が完全に非水銀法に転換されれば年間

		28.4トン（同 1.4%）が削減されるが、その社会経済的インパクトは異なることが想定され、横並びの議論は難しい。
--	--	---